

行政監査の結果

社会福祉法人福祉楽団に対する監査

実施されませんでした。

特別養護老人ホーム 杜の家に対する監査

実施日	2014年12月16日
根拠法令	老人福祉法第18条第2項
対象事業	特別養護老人ホーム
実施官庁	千葉県
実施場所	特別養護老人ホーム杜の家（千葉県香取市岩部869番60）
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	回 答 欄
<p>【設備の基準】 静養室に保管している利用者の薬や酸素ボンベ等を片付け、静養室として利用できる状態に戻すこと。</p>	<p>別紙写真にあるとおり、利用できる状態に戻しています。</p> <p>【改善前】</p>  <p>【改善後】</p> 

デイサービスセンター 杜の家に対する監査

実施日	2014年12月16日
根拠法令	介護保険法第24条第1項
対象事業	通所介護（予防）
実施官庁	千葉県
実施場所	特別養護老人ホーム杜の家（千葉県香取市岩部869番60）
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	回 答 欄
<p>【設備の基準】 機能訓練室の一部を静養室として使用しているが、これは目的外使用となるので、静養室として使用するのであれば県保険指導課と事前協議の上、変更届を提出すること。</p>	<p>デイサービスの静養室については、利用者がその状態に合わせて過ごせるよう、開所当初は介護教育コーナーとしていたところを用途変更し使用していたものです。用途変更後も食堂及び機能訓練室については125㎡を有し、設備基準となる3㎡に利用定員35名を乗じた広さである105㎡以上を確保することでサービス提供に支障を来すことはありませんでした。しかしながら、変更届については未提出となっていたため、2015年2月20日に県保険指導課へ提出しています。</p>

報告を要しない指摘事項	当法人の見解
<p>【指定通所介護の具体的取扱方針】 機能訓練の範囲として屋外でサービス提供を行う場合は、目的を明確にした内容で通所介護計画の位置付けを行い、その記録を行うこと。この場合、事業所内サービス提供について、各々生活相談員、介護職員及び機能訓練指導員等を配置し、業務日誌に当該職員の名前も記載すること。</p>	<p>機能訓練の範囲で、屋外サービス提供を行なう場合は、その目的を明確にし通所介護計画書に記載するよう改善しています。また、その際事業所内には生活相談員、介護職員、機能訓練指導員等を配置し、通所介護業務日誌に当該職員の氏名を記載するよう改善しています。</p>

<p>【個別機能訓練加算Ⅰ】 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成した場合は、その記録を残すこと。</p>	個別機能訓練計画表、実施表に多職種共同での計画作成が分かるよう表記するよう改善しています。
<p>【その他】 理美容サービスを通所サービス提供時間に行う場合は、業務日誌にサービスの提供を受けた内容、利用者名及び提供時間を記載すること。</p>	理美容サービスの提供を受けた内容、時間帯を通所介護業務日誌に記述し、通所介護サービス提供時間へ反映させるよう、改善しています。

居宅介護支援センター 杜の家に対する監査

実施日	2014年12月16日
根拠法令	介護保険法第24条第1項
対象事業	居宅介護支援
実施官庁	千葉県
実施場所	特別養護老人ホーム杜の家（千葉県香取市岩部869番60）
監査結果	以下のとおり

報告を要しない指摘事項	当法人の見解
<p>【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。また、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び当該計画に記載すること。</p>	居宅介護計画書を作成後、福祉用具貸与の追加が発生した際に、計画書へその理由を追加記載できていませんでした。今後、後からサービスが追加された場合には、計画書にその理由を記載するよう改善を図っています。
<p>【介護サービス情報の公表状況】 介護サービス情報の公表状況について、事業所名の変更が見受けられたので、速やかに事業所名の変更を行うこと。</p>	2014年12月17日付で介護サービス情報公表システム（厚生労働省）の事業所名の変更を行いました。

デイサービスセンター多古新町ハウスに対する監査

実施日	2014年12月17日
根拠法令	介護保険法第24条第1項
対象事業	通所介護・介護予防通所介護
実施官庁	千葉県
実施場所	多古新町ハウス（千葉県香取郡多古町多古2686番1）
監査結果	以下のとおり

報告を要しない指摘事項	当法人の見解
<p>【掲示】 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p>	事業所内に運営規程等の概要をまとめたものを掲示しています。
<p>【苦情処理】 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要について、事業所に掲示すること。</p>	事業所内に運営規程等の概要をまとめたものを掲示しています。
<p>【介護サービス情報の公表状況】 介護サービス情報の公表内容のうち、利用定員が運営規程の利用定員と相違するため、速やかに変更手続きを行うこと。</p>	2015年2月1日付けで利用定員について変更を行っています。

訪問介護ステーション多古新町ハウスに対する監査

実施日	2014年12月17日
根拠法令	介護保険法第24条第1項、障害者総合支援法第11条第2項
対象事業	訪問介護・介護予防訪問介護 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
実施官庁	千葉県
実施場所	多古新町ハウス（千葉県香取郡多古町多古 2686 番 1）
監査結果	以下のとおり

報告を要しない指摘事項	当法人の見解
<p>【掲示】 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p>	事業所内に運営規程等の概要をまとめたものを掲示しています。
<p>【訪問(居宅)介護計画の作成】 訪問(居宅)介護の作成に当たっては、担当する訪問介護職員等の氏名、所要時間、日程等を記載すること。</p>	訪問(居宅)介護計画には、担当する訪問介護職員等の氏名、所要時間、日程等必要な情報を記載するよう改善しています。
<p>【苦情処理】 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要について、事業所に掲示すること。</p>	事業所内に運営規程等の概要をまとめたものを掲示しています。

居宅介護支援センター多古新町ハウスに対する監査

実施日	2014年12月17日
根拠法令	介護保険法第24条第1項
対象事業	居宅介護支援
実施官庁	千葉県
実施場所	多古新町ハウス（千葉県香取郡多古町多古 2686 番 1）
監査結果	以下のとおり

報告を要しない指摘事項	当法人の見解
<p>【掲示】 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p>	事業所内に運営規程等の概要をまとめたものを掲示しています。
<p>【苦情処理】 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要について、事業所に掲示すること。</p>	事業所内に運営規程等の概要をまとめたものを掲示しています。
<p>【独居高齢者加算】 独居高齢者加算の算定において、利用者が独居であることを確認した場合は、居宅支援経過記録に独居確認済みである旨記載すること。</p>	居宅支援経過記録に独居確認済みである旨記載するよう改善しています。

児童デイサービスセンター多古新町ハウスに対する監査

実施日	2014年12月17日
根拠法令	児童福祉法第21条第3項
対象事業	放課後等デイサービス
実施官庁	千葉県
実施場所	多古新町ハウス（千葉県香取郡多古町多古 2686 番 1）
監査結果	以下のとおり

報告を要しない指摘事項	当法人の見解
<p>【掲示】 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p>	<p>事業所内に運営規程等の概要をまとめたものを掲示しています。</p>
<p>【苦情処理】 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要について、事業所に掲示すること。</p>	<p>事業所内に運営規程等の概要をまとめたものを掲示しています。</p>

訪問介護ステーション 杜の家やしおに対する監査

実施日	2014年10月16日
根拠法令	介護保険法第24条第1項
対象事業	訪問介護ステーション
実施官庁	埼玉県
実施場所	特別養護老人ホーム杜の家やしお（埼玉県八潮市鶴ヶ曾根567番1）
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	回 答 欄
<p>【内容及び手続の説明および同意】 重要事項説明書について、以下の点を修正してください。 ①事故発生時の対応について、記載すること。 ②7の苦情受付機関について、東京都国民健康保険団体連合会を記載すること。</p>	<p>重要事項説明書について、以下の点を修正しました。 ①事故発生時の対応について、記載を加えております。 ②苦情受付機関について、東京都国民健康保険団体連合会の記載を加えております。</p>
<p>【訪問介護計画の作成】 訪問介護計画が作成されていないもの、あるいは利用者の同意を得ていないものがありました。該当する者について速やかに計画の作成、同意、利用者への交付を行ってください。</p>	<p>訪問介護計画が作成されていないもの、同意を得ていないものについては、平成26年12月15日までに該当する全ての利用者の計画の作成、同意、利用者への交付を行います。</p>
<p>【特定事業所加算】 特定事業所加算(Ⅱ)を算定していますが、「計画的な研修の実施」、「文書等による指示及びサービス提供後の報告」及び「緊急時における対応方法の明示」について、その内容が不十分でした。については、報酬基準、通知等を再確認の上、以下の点を改善してください。 ①全ての訪問介護員に対し、訪問介護員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期を定めた研修計画を作成し、当該計画に従った研修を実施すること。 ②訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、担当する訪問介護員等に対して、留意事項(ADLや意欲、主な訴えやサービス提供時の特段の要望、家族を含む環境、前回のサービス提供時の状況、その他サービス提供に当たって必要な事項)を文書等の確実な方法により伝達してから開始すること。また、サービス提供終了後、サービス提供責任者は訪問介護員等から適宜報告を受け、その報告内容は文書により記録すること。 ③緊急時の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うこと。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものであること。</p>	<p>①について、添付の業績考課表に基づき、訪問介護員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期を定めた研修計画を作成し、当該計画に従った研修を行ってまいります。 ②訪問介護の提供に当たって、サービス提供責任者は、担当する訪問介護員等に対し、メールにて、留意事項(ADLや意欲、主な訴えやサービス提供時の特段の要望、家族を含む環境、前回のサービス提供時の状況、その他サービス提供に当たって必要な事項)を伝達するようにしています。 ③緊急時の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等については、重要事項説明書にその内容を記載し、利用者に交付、説明を行います。訪問介護員はサービス提供前に携帯電話にてその内容を確認するものとします。</p>
<p>【掲示】 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。</p>	<p>事業所内に運営規程等の概要をまとめたものを掲示しています。</p>

特別養護老人ホーム 杜の家やしおに対する監査

実施日	2015年2月16日
根拠法令	老人福祉法第18条第2項及び、介護保険法第24条第1項
対象事業	特別養護老人ホーム
実施官庁	埼玉県
実施場所	書面監査
監査結果	以下のとおり

報告を要しない指摘事項
入所検討委員会には、入所順位決定の公平性・中立性が保てるよう、委員として第三者を加えてください。